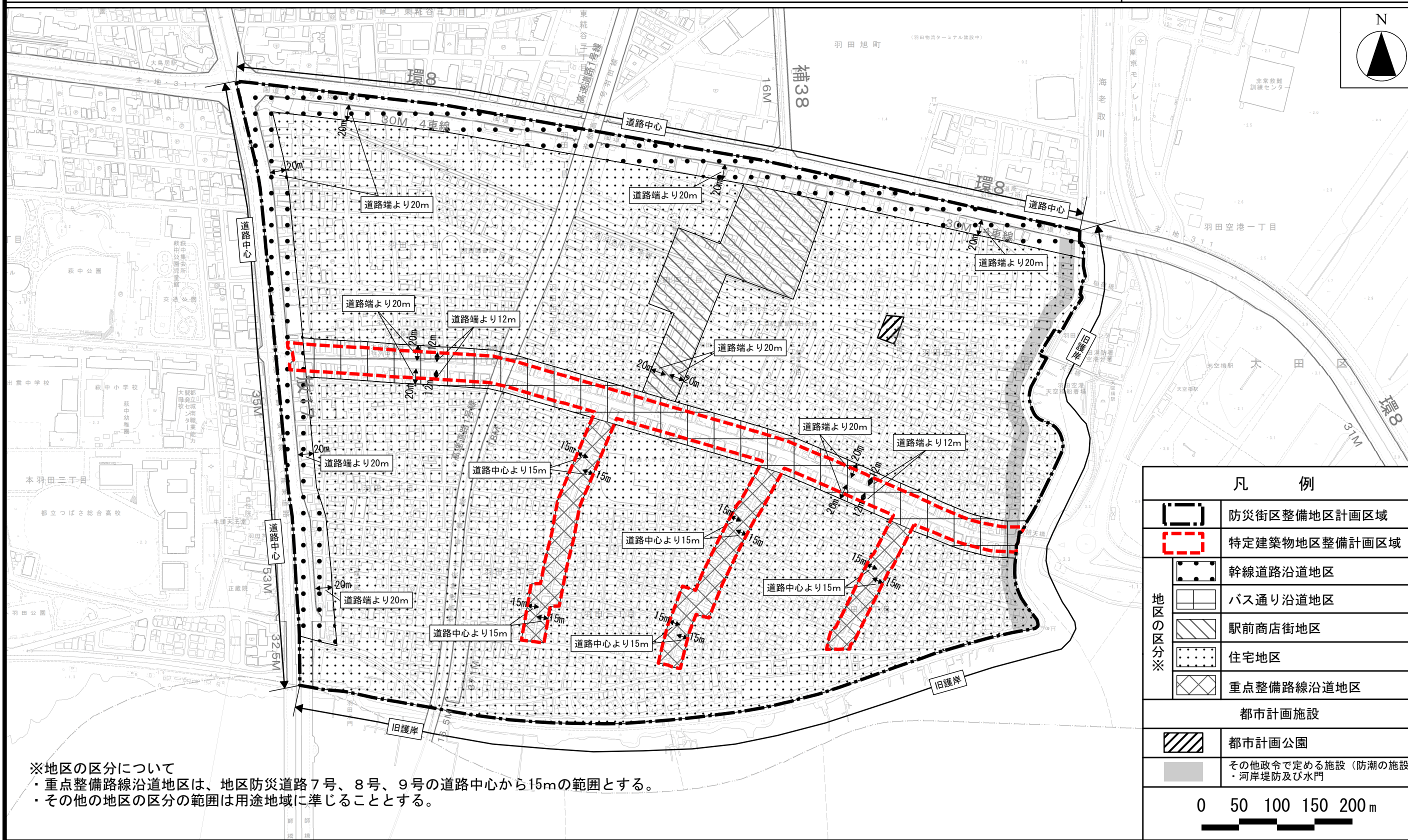


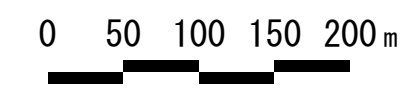
東京都市計画防災街区整備地区計画 羽田地区防災街区整備地区計画 計画図1 (地区の区分)

[大田区決定]



※地区の区分について
 ・重点整備路線沿道地区は、地区防災道路7号、8号、9号の道路中心から15mの範囲とする。
 ・その他の地区の区分の範囲は用途地域に準じることとする。

凡 例		
	防災街区整備地区計画区域	
	特定建築物地区整備計画区域	
地区の区分※		幹線道路沿道地区
		バス通り沿道地区
		駅前商店街地区
		住宅地区
		重点整備路線沿道地区
都市計画施設		
	都市計画公園	
	その他政令で定める施設 (防潮の施設) ・河岸堤防及び水門	

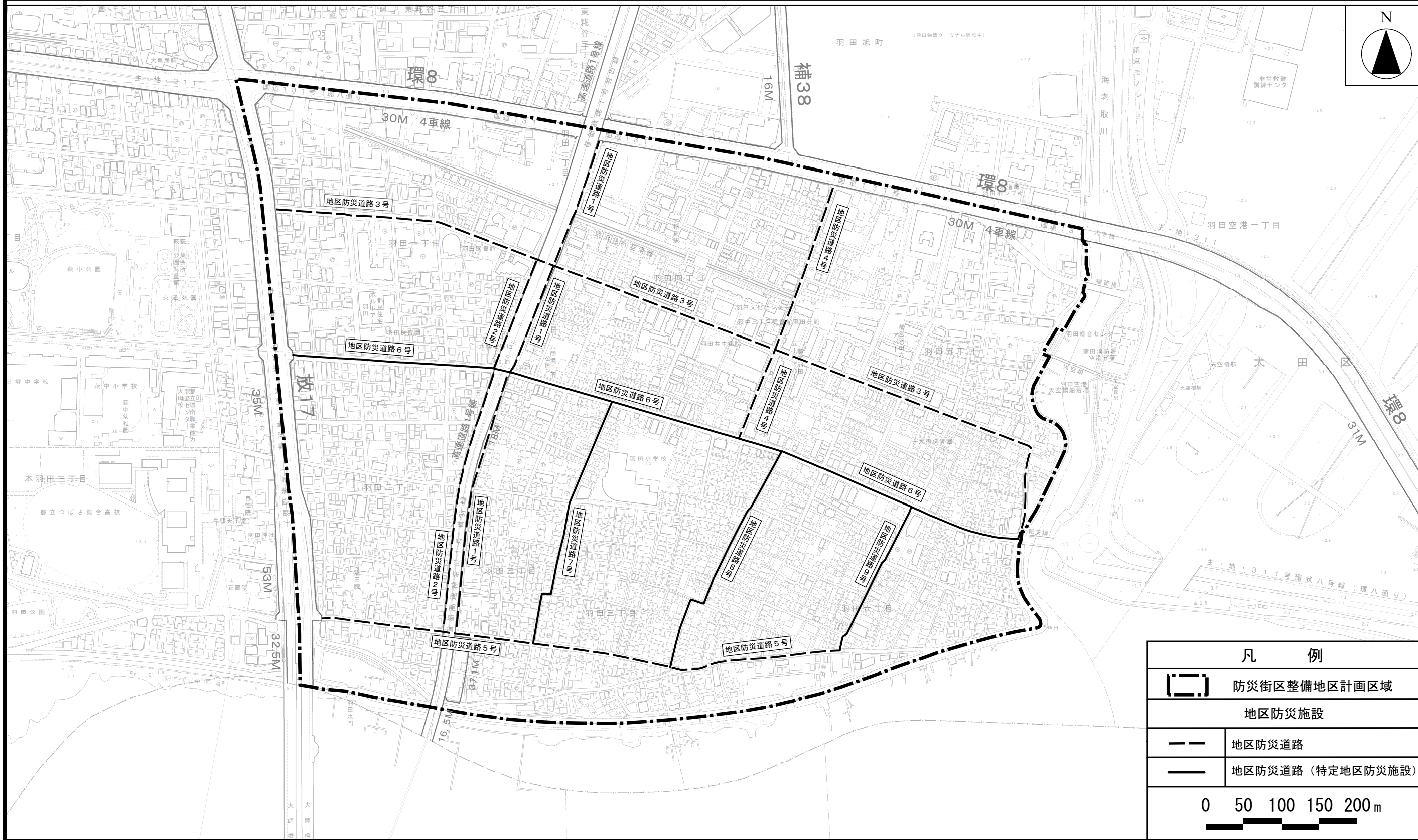


この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(平成27年版)を使用したものである。(MMT 利許第27082号-46)
 この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)28都市基街都第129号 平成28年7月29日
 無断複製を禁ず。

第二号議案

東京都市計画防災街区整備地区計画
羽田地区防災街区整備地区計画 計画図2 (地区防災施設の配置)

[大田区決定]



凡 例	
	防災街区整備地区計画区域
地区防災施設	
	地区防災道路
	地区防災道路 (特定地区防災施設)
0 50 100 150 200 m	

この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図(平成27年版)を使用したものである。(MMT 利許第27082号-46)
 この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)28都市基街都第129号 平成28年7月29日
 無断複製を禁ず。